

平成 2 1 年度 予算編成方針

平成 20 年 11 月 12 日
企画審議会決定

1. 国・地方の財政状況

現下の地方財政は、極めて厳しい状況にあり、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国・地方それぞれが財政健全化に取り組む必要があります。こうした取組の実効をあげるためには、国・地方を通じた行財政の簡素効率化の推進を図ることが肝要です。

国の予算編成においては、道路特定財源の一般財源化が大きな課題となっていますが、地方への配分額など見直しの方向がはっきりしていません。どの程度が道路整備に充てられ、どれくらいの財源が他の歳出部分に回るのかといった具体案は年末にかけて行われることになっています。暫定税率分を含む税率の扱いも税制の抜本改革論議に委ねられているところです。

また米国のサブプライムローンに端を発した世界的不況は、現在株価が 1 万円を大きく割る水準となっており、12 月危機説もささやかれる中、21 年度の各種歳入の確保にも大きな影響を与えることが予想されます。

さらに中国・四川省大地震で多くの学校施設が倒壊したことを受け、改正地震防災対策特別措置法が成立し、公立小中学校施設の耐震化に対する国庫補助率が引き上げられるとともに、地方財政措置の拡充が図られることとなりました。この特例措置は平成 22 年度までの時限措置になっています。

次に、本年 8 月に発表された地方財政収支仮試算によれば、地方交付税が 3.9%の減、臨時財政対策債が 0.1%の増となっており、「安定的な一般財源総額の確保」とは程遠い現状となっています。地方交付税にあっては、平成 16 年度～平成 18 年度の三位一体改革で 5 兆円を抑制された地方交付税の増額を求める声が、地方側には根強いところですが、財務省によりますと国の方が地方より財政状況が悪いという認識から交付税の増額には後ろ向きの姿勢です。また、国の実質公債費比率の試算では自治体財政健全化法が定める財政再生基準 35%を大幅に上回る 80.4%であるとのことで、本年度並みの地方交付税の確保は困難と思われます。

2. 本市の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体では平成 19 年度決算から健全化判断比率と呼ばれる 4 指標の公表が義務付けられています。また、平成 20 年度決算からは基準を超える団体は財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないこととなっています。

本市の場合、実質赤字比率と連結実質赤字比率は収支が黒字のため、値なしとなっています。一昨年度から公表しております実質公債費比率は、20.2%と昨年度と比べると 1.9 ポイント減少しています。次に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は 137.4%となっており、これは早期健全化基準の 350%を下回っております。現在は 4 指標とも基準以下となっていますが、これを維持するには財政健全化に対する努力が継続して行われる必要があるところです。

また、経常収支比率は、99.4%と県内市町村の平均 90.3%を大きく上回り、県内で最も高い数値となっています。経常収支比率は財政の硬直度を示す指数であると言えます。これを一挙に改善することは困難ですが、指数を下げ、臨時の財政需要に少しでも余裕を持たせるためには経常経費を抑制する政策を継続して行うしかありません。

次に、基金残高を見てみますと平成 17 年度末残高が 46 億円でありましたが、その後 44 億円、40 億円となり、平成 20 年度末は 34 億円と見込んでいるところです。この要因としては大量退職による退職金の増、扶助費の増などがあげられ、3 年間で 12 億円の減となっており、基金の取崩しのない均衡の取れた収支にはなっていないのが現状です。現時点での平成 21 年度基金繰入金見込は 5 億円となっており、引き続き基金を取り崩しての財政運営となるものと見込んでいます。

一方、地方債残高を見ますと平成 17 年度末残高が 344 億円でありましたが、その後 336 億円、319 億円となり、平成 20 年度末は 301 億円と見込んでいるところです。3 年間で 43 億円の減となります。また公営事業会計の地方債残高につきましても、減少の傾向となっています。地方債残高の減が意味するものは、地方債の借入額が、過去に起こした地方債の元金償還額を下回っているということであり、これまでの地方債の抑制の結果、財政の健全化へ向けて進んでいるところですが、今後も継続的に財政の健全化が実施される必要があるところです。

3. 平成 21 年度における本市の収支見込

金融危機や景気低迷に伴う企業収益悪化の影響で、国の平成 20 年度の法人税収が、当初の見込み額より大幅に減収する予想となっています。下半期（10 月～来年 3 月）

の景気動向次第では、減収額はさらに膨らむ可能性があるといわれています。総務省も20年度の地方税収は、法人2税を中心に全国的に落ち込むとみており、世界的な経済不安の余波は自治体の財政にも及んでいます。本市においても、法人市民税の今年度税収見込については、概ね前年比で15%程度減収見込となっており、21年度当初予算についても同程度の減を見込んで編成を行う方針です。

固定資産税の土地の税収についてであります。近年土地の価格は下落を続けており、負担調整措置により今後も横ばいまたは減少となることが見込まれます。家屋につきましては、新・増築家屋の建築状況は若干減少傾向にあります。しかし、今後予定される住宅取得控除の拡大で、多少の上向きが期待できるものと考えますが、総合的に見ますと、評価替えによる経年減点があるため多少減少となると見込まれます。償却資産につきましては、平成19年度税制改正で設備投資の促進を図る法人税の償却制度の改正が行われ、本市においても設備投資が行われた企業があり、平成20年度の税額は増加となったものの、金融危機や景気低迷に伴う企業収益悪化の影響で、先行きの不透明感が高まり企業の収益も減少し、建設業の不振も続いているため、今後の設備投資も進まないことが予想され、税収は減少していくものと予想されます。

また、地方交付税の見込につきましては、地方財政収支仮試算の増減率を本市に当てはめて計算いたしますと地方交付税と臨時財政対策債との合計で3億円の減となるところです。

一方、平成21年度に指定管理者の導入を公募にすることで2,000万円を超える経費削減効果があるの見込んでおりますし、また鳥取中部ふるさと広域連合の負担金において、消防費にかかる負担割合を変更することによって500万円の削減効果を見込んでいるところです。このように歳出削減につきましてはこれを着実に実行しているところです。

本市を取り巻くこのような厳しい財政状況を十分に考慮しながら、将来にわたって持続可能な財政運営を目指すため、経常的経費の節減を一層図りつつ、公債費負担適正化計画及び財政健全化計画に基づいた取り組みを進めます。

教育長

各部・局長 様

各課・所長

総務部長

平成21年度予算編成留意事項について（通知）

平成21年度予算については、下記事項に十分留意のうえ予算要求を行ってください。

1 一般事項

- (1) 平成21年度も20年度同様、非常に厳しい財政状況にあり、一般財源の減額は免れ得ない状況にあるので、各部局内でよく調整した上で予算要求を行うこと。その際、事業の目的妥当性・有効性・効率性等を充分考慮すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業については、関係諸団体に早急に連絡をすること。（関係諸団体においても予算を組まなければならない。）
- (3) 国・県の予算、地方財政計画等が決定していないので、原則として現行行財政制度に基づき、年間予算を編成するものとする。
- (4) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (5) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむをえないものについてのみ行うものとする。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 分担金・負担金については、事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) 使用料・手数料は、適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金については、現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し効率的な活用努めると共に、周知な処分計画に基づき算定すること。
- (6) 諸収入については、前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) 市債については、国の地方債計画・許可方針・課長内かん及び充当率等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。

(8) 各科目を通じて過大見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

3 歳出に関する事項

(1) 厳しい財政状況の中、平成20年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを充分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成20年度査定額の単価・数量を増加させないこと。

(2) 人件費については、平成20年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。

(3) 賃金については、業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分協議して計上すること。特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。

また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。

(4) 旅費については、各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。

(5) 需用費については、下記の措置を創意と工夫をもって行うこと。

ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。

イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。

ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。

エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。

オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。

カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。

(6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）については、制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。

(7) 補助金及び交付金の増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。

(8) その他

ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの）は、19節「負担金」に計上すること。

イ 公用車の点検修理等については、一括需用費・修繕料に計上すること。

ウ 電子複写機等の経費については、リースの場合は、機械借上代及びパフォーマンス契約料を一括使用料及び賃借料・機械借上料へ、買取の場合の保守点検料は、役務費・手数料に計上すること。

エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費は、報償費に計上すること。

オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、光熱水費に計上すること。

4 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、前記のとおりとする。

5 予算要求の積算について

- (1) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については、概算設計書を添付すること。
- (2) 資料がある場合は、PDF化してメールにて提出するとともに、要求書にその要点・算出基礎を簡潔に記載し、要求書のみによっても事業の内容が明らかになるよう配慮すること。
- (3) 消費税等については、税込額で積算すること。
- (4) 予算の見積りは、別途通知する「平成21年度予算単価表」によるほか、法令、条例に定める額または、平成20年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。

6 予算要求の入力等について

- (1) 入力期限 平成20年12月12日（金）（期限厳守のこと。）

- (2) 予算編成の日程

- ・ヒアリング 平成20年12月下旬から平成21年1月中旬（予定）
（担当課による説明は、平成21年度新規事業及び平成20年度と比べて大きく変更のあった事業を中心に行うこと。）
- ・財政課長査定 平成21年1月中旬（予定）
- ・総務部長査定 平成21年1月下旬（予定）
- ・市長査定 平成21年2月上旬（予定）

- (3) 「算出根拠等」に入力する新規の項目については行の先頭に（新）と記入のこと。

7 予算編成過程の公開

予算編成過程を市のホームページ上で公開する取組みについて、本年度も予算要求の段階から公開を行う。

8 新財務会計システムに係る注意事項

- (1) 入力期間 平成20年11月14日（金）～12月12日（金）
新規予算科目の設定については、課ごとに取りまとめの上、12月5日（金）までに報告のこと。報告様式は「新規予算科目設定報告様式」によること。
- (2) 事業概要、事業目的については必ず入力すること（予算編成中、事業概要登録にて入力のこと）。また充当については、前年充当を参考に入力のこと。
- (3) 平成20年度当初で入力の科目については短縮コード入力を、新規科目については科目コード入力で行うこと。